

§ 6 専用水道等監視指導事業

厚生労働省は、平成21年4月1日に基準項目50項目からなる新たな「水質基準に関する省令」を施行、また水質管理目標設定項目 29 項目を定めた。市民の水に関する最大の関心は供給される水の安全性・快適性であるため、本市では、専用水道・簡易専用水道の監視指導等を実施し、衛生確保に努めた。

さらに、近年、地下水等を水源とする自己水源型の専用水道が増加傾向にある。これらの施設については特に水質の安全性に注意が必要であることから重点的に指導を行った。

表 259 対象施設

		19年度	20年度	21年度	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
専用水道	(受水型)	23	18	18	2	5	1	-	3	3	4
	(自己水源型)	12	13	14	2	-	-	-	2	4	6
簡易専用水道		3,414	3,409	3,329	680	328	582	529	520	387	303
用途別	共同住宅	1,977	1,976	1,935	272	202	323	342	372	241	183
	事務所	216	217	212	84	24	43	24	12	13	12
	店舗	125	127	125	31	11	16	26	14	14	13
	学校	296	297	289	36	30	51	41	40	51	40
	工場	72	65	61	35	4	9	12	1	-	-
	病院	55	55	52	13	7	14	6	3	4	5
	旅館	49	49	51	33	2	8	4	4	-	-
	興行場	18	18	18	9	2	3	-	1	2	1
	寮	109	110	110	8	10	31	16	30	10	5
	集会場	1	1	2	-	-	1	1	-	-	-
	併用	238	229	219	75	25	44	7	18	28	22
	その他	258	265	255	84	11	39	50	25	24	22
	災害時飲料水協力受水槽（再掲）		185	184	184	36	22	32	22	25	22

資料：健康安全室